

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 岩丸事業宿舎建物解体撤去工事
- 2 工 事 場 所 高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外
- 3 工 期 契約締結日の翌日 から
令和7年3月18日 まで
- 4 請 負 金 額 ￥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
- 5 契約保証金額 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 金 払 なし
- 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕 建設工事紛争審査会
- 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、適用されないものは(×印)である。

適用削除区分	選択事項	選択事項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者	第10条第1項第2号
×	〔 〕監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第5項
×	部分払	回以内
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

- 9 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり
- (注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	行程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装建材等	建築設備・内装建材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

- （注） ・ 解体工事の場合のみ記載する。
 ・ 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・ 仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

（注） 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

- （注） 運搬費を含む。

工種別数量内訳書

建物名称：岩丸事業宿舎建物解体撤去工事 建物所在：高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外					
番号	名称	摘要	数量	単位	備考
	岩丸事業宿舎建物解体撤去工事	木造平屋建て 48.06m ² * 4棟	1.0	式	
		雑屋建て 4.0m ² * 4棟			
		計210.40m ²			
A	解体撤去処分				
A-1	直接仮設工事		1.0	式	
A-2	解体・集積積み		1.0	式	
A-3	発生材運搬		1.0	式	
A-4	発生材処分		1.0	式	
A-5	外構・その他解体撤去工事		1.0	式	
	工事費 計				
B	共通費				
B-1	共通仮設費		1.0	式	
B-2	現場管理費		1.0	式	
B-3	一般管理費		1.0	式	
	共通費 計				
	合計（工事費+共通費）				
	消費税等相当額				
	総合計				

工種別数量内訳書

建物名称：岩丸事業宿舎建物解体撤去工事
 建物所在：高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外

番号	名 称	摘要	数量	単位	備考
A-1	直接仮設工事				
1	解体安全対策養生費		1.0	式	
2	外部足場	飛散防止シート 共163.2m2*2棟分使い廻し	326.40	m2	
3	内部足場	1軒分使い廻し	48.60	m2	
4	飛散防止処置費	散水対策費他	1.0	式	
	小計				
A-2	解体・集積積込み				
	(本体・倉庫解体撤去)				
1	木造平屋・小屋組解体撤去 集積積込み共	手ごわし・機械併用、 1棟48.6m2*4棟	194.40	m2	
2	内部造作解体撤去 集積積込み共	手ごわし・機械併用、 1棟48.6m2*4棟	194.40	m2	
3	基礎コンクリート・土間解体撤去 集積積込み共	便槽共、1棟48.6m2*4棟	44.70	m3	
4	木造平屋・小屋組解体撤去 造作共、集積積込み	手ごわし・機械併用、 1棟4.0m2*4棟	16.00	m2	
5	基礎コンクリート・土間解体撤去 集積積込み共 (雑・設備その他解体撤去)	1棟4.0m2*4棟 集積積込み共	3.30	m3	
6	流し台類撤去	流し台ガス台L=1800*2台	1.0	式	
7	仕付け棚等	吊り戸、脱衣棚等 4棟分	1.0	式	
8	洗面台・手洗器等	4棟分	1.0	式	
9	浴槽	ポリ浴槽3台、 ステンレス浴槽1台	1.0	式	
10	電線・電線管類撤去	4棟分	1.0	式	
11	照明機器、換気扇、分電盤、 スイッチ、コンセント類撤去	4棟分	1.0	式	
12	塩ビ管類、 ライニング鋼管類衛生機器等撤去	4棟分	1.0	式	
13	和便器類、簡易洋便器類撤去	4棟分	1.0	式	
14	追い炊きボイラー類撤去	3棟分	1.0	式	
15	太陽熱温水器（屋根上）、 エアコン2台室外機共	太陽熱温水器1台、 エアコン2台室外機共、 フロン回収共	1.0	式	
	小計				

工種別数量内訳書

建物名称：岩丸事業宿舎建物解体撤去工事
 建物所在：高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外

番号	名 称	摘要	数量	単位	備考
A-3	発生材運搬				
1	木くず		55.83	t	
2	コンクリート（がれき等）		115.37	t	
3	その他のがれき		10.68	t	
4	瓦類		7.47	t	
5	石膏ボード		3.28	t	
6	畳、その他混合廃棄物		0.75	t	
7	廃プラスチック		0.28	t	
8	金属くず		3.02	t	
9	ガラスくず陶器くず		1.17	t	
10	ケイカル板	アスベスト含有	0.06	t	
11	アルミくず （雑・設備その他）		0.79	t	
12	流し台類	流し台ガス台L=1800*2台	1.0	式	
13	仕付け棚等	吊り戸、脱衣棚等 4棟分	1.0	式	
14	洗面台・手洗器等	4棟分	1.0	式	
15	浴槽	ポリ浴槽3台、 ステンレス浴槽1台	1.0	式	
16	電線・電線管類	4棟分	1.0	式	
17	照明機器、換気扇、分電盤、 スイッチ、コンセント類	4棟分	1.0	式	
18	塩ビ管類、 ライニング鋼管類衛生機器等	4棟分	1.0	式	
19	和便器類、簡易洋便器類	4棟分	1.0	式	
20	追い炊きボイラー類	3棟分	1.0	式	
21	太陽熱温水器、 エアコン2台室外機共	太陽熱温水器1台、 エアコン2台室外機共	1.0	式	
	小計				

工種別数量内訳書

建物名称：岩丸事業宿舎建物解体撤去工事
 建物所在：高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外

番号	名 称	摘要	数量	単位	備考
A-4	発生材運搬				
1	木くず		55.83	t	
2	コンクリート（がれき等）		115.37	t	
3	その他のがれき		10.68	t	
4	瓦類		7.47	t	
5	石膏ボード		3.28	t	
6	畳、その他混合廃棄物		0.75	t	
7	廃プラスチック		0.28	t	
8	金属くず		3.02	t	
9	ガラスくず陶器くず		1.17	t	
10	ケイカル板	アスベスト含有	0.06	t	
11	アルミくず （雑・設備その他）		0.79	t	
12	流し台類撤去	流し台ガス台L=1800*2台	1.0	式	
13	仕付け棚等	吊り戸、脱衣棚等 4棟分	1.0	式	
14	洗面台・手洗器等	4棟分	1.0	式	
15	浴槽	ポリ浴槽3台、 ステンレス浴槽1台	1.0	式	
16	電線・電線管類	4棟分	1.0	式	
17	照明機器、換気扇、分電盤、 スイッチ、コンセント類	4棟分	1.0	式	
18	塩ビ管類、 ライニング鋼管類衛生機器等	4棟分	1.0	式	
19	和便器類、簡易洋便器類	4棟分	1.0	式	
20	追い炊きボイラー類	3棟分	1.0	式	
21	太陽熱温水器（屋根上）、 エアコン2台室外機共	太陽熱温水器1台、 エアコン2台室外機共、 フロン破碎共	1.0	式	
	小計				

工種別数量内訳書

建物名称：岩丸事業宿舎建物解体撤去工事					
建物所在：高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外					
番号	名称	摘要	数量	単位	備考
A-5	外構・その他解体撤去工事				
5-1	解体・撤去、集積積込み				
1	9住宅建2008 車庫 (1)	柱100口、受梁φ100、 受木φ90、胴縁12*90@360 屋根・外壁：小波鉄板葺き	15.68	m ²	
2	10住宅建2006 差し掛け(1)	丸太柱φ100、受梁φ110、 受木φ90、胴縁15*120@600 小波鉄板葺き	17.98	m ²	
3	11住宅建2007 差し掛け(2)	柱100角、受梁100角、 小波鉄板垂木45角@500 胴縁20*45@300	29.76	m ²	
4	12住宅建2008 差し掛け(3)	柱100角、受梁100角、 塩ビ小波板、垂木45角@480 胴縁12*90@470	13.60	m ²	
5	13住宅建2009 差し掛け(4)	柱100角、受梁100角、 塩ビ小波板、垂木45角@600 胴縁12*90@410	22.29	m ²	
6	14住宅建2009 差し掛け(5)	柱100角、受梁100*150、 塩ビ小波板、垂木45角@450 胴縁25*45@300	22.78	m ²	
7	15住宅建2008 差し掛け(6)	垂木45角、胴縁 12*90@600、 塩ビ小波板	7.75	m ²	
8	16住宅建2009 差し掛け(7)	垂木45角、胴縁 25*45@300、 壁側受45*100、塩ビ小波板	14.44	m ²	
9	コンクリート土間(1)～(5)	t=120、71.06m ²	71.06	m ²	
10	コンクリート土間車庫内(6)	t=150、15.68m ²	15.68	m ²	
11	アスファルト土間(1)(2)	t=30、40.37m ²	40.37	m ²	
12	RC側溝 溝巾240*H200	綯鋼板t=3 W300*L915*27.45m	29.16	m ²	
13	雑草、草刈処分 H500～1500程度(1)～(6)		109.07	m ²	
14	雑草、草刈処分 低雑草H=500以下(7)～(10)		98.06	m ²	
15	高木伐採 木(1)～(3)		1.0	式	
16	敷地内敷き均し整地、清掃	残材処理共	616.19	m ²	
17	掘削部埋め戻し	砕石又はダケ土、 便槽・基礎・側溝他	25.00	m ³	
18	建物・倉庫内外残存物撤去		1.0	式	
19	住宅建2006内放置建具類撤去	アルミサッシ類、 木製建具類	1.0	式	
	小小計				

工種別数量内訳書

建物名称：岩丸事業宿舎建物解体撤去工事 建物所在：高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外					
番号	名称	摘要	数量	単位	備考
A-5	外構・その他解体撤去工事				
5-2	発生材運搬				
1	木くず		15.06	t	
2	コンクリート（がれき等）		29.18	t	
3	廃プラスチック		0.13	t	
4	金属くず		0.46	t	
5	雑草、樹木類		1.0	式	
6	建物・倉庫内外残存物	雑混合廃棄物 4t 1車程度	1.0	式	
7	住宅建2006内放置建具類	アルミサッシ類、 木製建具類	1.0	式	
	小小計				
5-3	発生材処分				
1	木くず		10.85	t	
2	コンクリート（がれき等）		29.18	t	
3	廃プラスチック		0.13	t	
4	金属くず		0.46	t	
5	雑草、樹木類		1.0	式	
6	建物・倉庫内外残存物		1.0	式	
7	住宅建2006内放置建具類	アルミサッシ類、 木製建具類	1.0	式	
	小小計				
	小計				

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。